


所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊	
件名	平成27年度東大和市一時預かり事業補助金交付要綱外3件			
		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	2 報告事項 <input type="radio"/>
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>子ども生活部所管の単年度要綱について、平成26年度要綱であるものを、以下のとおり平成27年度要綱として制定するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①平成27年度東大和市一時預かり事業補助金交付要綱（子育て支援課）</p> <p>②平成27年度東大和市家庭福祉員制度運営要綱（保育課）</p> <p>③平成27年度東大和市認証保育所運営費補助金交付要綱（保育課）</p> <p>④平成27年度東大和市保育室等利用者に対する保育費補助金交付要綱（保育課）</p> <p>①について</p> <p>東京都補助基準額の改正に伴い、一時預かり事業に必要な経費の算定基準に掲げる児童数の区分に応じた額のうち、「25人以上300人未満530,000円」を「300人未満1,473,000円」に改める。</p> <p>④について</p> <p>平成27年度から子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、一部改正する。 対象となる認可外保育施設は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設及び地域型保育を除く旨を追加する。</p> <p>(2) 施行日 平成27年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>①について</p> <p>単価が大幅に増すことで、園の運営及び児童の処遇改善に期待が持てる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。